

# くもぎ保育園 重要事項等説明書

(令和6年4月1日)

## 1. 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 くもぎ福祉会
事業者の所在地	島根県浜田市金城町七条イ977番地11
電話番号・FAX	TEL:0855-42-0009 FAX:0855-42-1791
代表者氏名	理事長 吉田哲明

## 2. 施設の概要

種別	保育所
名称	くもぎ保育園
所在地	島根県浜田市金城町七条イ977番地11
電話番号・FAX	TEL:0855-42-0009 FAX:0855-42-1791
施設長(園長)氏名	吉田哲明
事業開始年月日	昭和37年12月1日
施設認可年月日	昭和38年7月1日
利用定員 (年齢別)	定員 70名
	3歳以上児 40名 3歳未満児 30名 但し、1歳2歳児20名。 0歳児10名(生後58日以降)。

## 3. 施設・設備の概要

園舎	構造	木造瓦葺平屋建(一部補強コンクリートブロック造)		
	延床面積	794.10m <sup>2</sup> (建築面積 828.15m <sup>2</sup> )		
施設設備と面積	乳児室 (1)	28.00m <sup>2</sup>	調理室 (1)	43.215m <sup>2</sup>
	ほふく室 (1)	24.70m <sup>2</sup>	便所 (5)	33.75m <sup>2</sup>
	保育室 (4)	171.70m <sup>2</sup>	保健室 (1)	6.36m <sup>2</sup>
	遊戯室 (1)	101.00m <sup>2</sup>	事務室 (1)	59.64m <sup>2</sup>
	調乳室 (1)	3.75m <sup>2</sup>	その他	322.095m <sup>2</sup>
	沐浴室 (1)	6.25m <sup>2</sup>		
屋外遊戯場	園庭	1,331.00m <sup>2</sup>	敷地面積	3,276.22m <sup>2</sup>
遊具(屋外)	砂場 固定遊具	滑り台 ジャングルジム 鉄棒	ブランコ 雲梯	

## 4. 施設の目的、運営方針

施設の目的	くもぎ保育園(以下「当園」という。)は、くもぎ福祉会定款第1条に定める目的に基づき、保育を必要とする乳幼児を日々保護者から受け入れ、心身ともに健やかに育つよう仏教的理念のもとに保育事業を行うことを目的とする。
運営の方針	1. 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 2. 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。 3. 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 5. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針により、以下の保育その他の便宜の提供を行います。
1. 特定教育・保育
2. 時間外保育(延長保育:通常保育以外の保育)
3. 食事の提供(食物アレルギー等はお相談ください。)
4. その他保育に係る行事等
5. 一時保育(通常保育以外の保育)

## 6. 職員体制

職 名	員 数	備 考	職 名	員 数	備 考
園 長	1名		副 園 長	1名	
主任保育士	1名		※配置しない場合もある。		
保 育 士	9名	※年度により員数変動することがある。			
栄 養 士	1名	※調理担当者として栄養士の他調理師を複数人置く場合がある。			
調 理 員	2名				
主 事	1名				
そ の 他	保育補助支援員・事務員等。年度により雇用しない場合もあり、また員数も変動がある。				

ただし、職員の配置については、「島根県児童施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める配置基準以上とする。なお、入所児数等により変動することがあります。

## 7. 保育を提供する日

提供を行う日	月曜日から土曜日まで
提供を行わない日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日。 夏期(8月14日から8月16日)及び年末年始(12月29日から1月4日)。 尚、緊急を要するときなどその他に、臨時的に休園することがあります。

## 8. 保育を提供する時間

開園時間	午前7時15分から午後6時45分まで
------	--------------------

※上記の開園時間内で、次の時間内で利用できます。

### (1) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

月曜日から金曜日	保育時間	午前7時15分から午後6時15分まで
	延長保育時間	午後6時15分から午後6時45分まで
土曜日	保育時間	午前7時15分から午後5時30分まで

### (2) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

月曜日から金曜日	保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
	延長保育時間	午後4時30分から午後6時30分まで
土曜日	保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで

## 9. 利用料その他の費用等 (別紙参照)

項 目	内 訳 等	支払方法等
保 育 料	特定教育・保育に係る利用者負担	別途浜田市が定める額
給 食 費	2号認定こども(3歳児以上)の副食・主食費用 月額 6,500円 ただし、主食費1,700円・副食費4,800円	毎月20日迄に集金袋で徴収 (令和元年10月1日以降)
延長保育料	30分 125円より	その都度集金袋で徴収
保育用品・行事費等	年齢毎に必要な各種保育用品・教材及び行事等 に係る費用	その都度集金袋で徴収
保護者会費	月100円 (1世帯・年間1,200円)	毎月20日迄に集金袋で徴収

※その他、理事長及び園長が必要と判断したものに関しては実費徴収させていただきます。  
経済状況により価格が変動する場合があります。

必要によりその都度請求し、締め切りを決めさせていただきます。

## 10. 衛生管理

当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。
--

## 11. 健康管理

当園では、乳幼児に対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断、及び必要な場合には臨時の健康診断を実施しています。
---

- ・次年度入園児の健康診断
- ・0～5歳児 内科検診(年2回)、歯科検診(年2回)
- ・身体測定(毎月)

## 12. 保育園と保護者との連携

- ・園だより、クラスだより等で園の状況や成長過程を知らせていく。
- ・給食だより・献立表、ほけんだより等で食育や健康安全を促進する。
- ・送迎時や個人相談時に個々の様子を伝えると共に、毎日連絡帳の交換をしている。
- ・保護者から相談があった場合は、園長・主任・担任・アドバイザー等を交え、内容を聞き、適切に支援していく。
- ・意見・要望についても園長・主任・担任・アドバイザー等を交え、保護者と面談し、解決に向けて対処していく。

※園内に要望・意見・相談・苦情等に関する意見箱を設けています。

## 13. 緊急時の対応

当園において乳幼児に体調の急変や負傷が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、委託医又は乳幼児の主治医に相談する等の処置を講じます。あわせて、救急車要請等必要な処置を講じることがあります。

※発熱や状態によっては、お迎えを依頼することがあります。

## 14. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者定めています。

また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、訓練等その他必要な訓練を定期的実施しています。

防火管理者	吉田 哲明
避難・消火訓練	年12回 (内、2回は総合消防訓練。)
防災設備	消火器 火災報知器 非常時誘導灯
避難場所	①くもぎ保育園 建物内又は園庭 ②みどりかいかん ※災害時により避難場所は連絡します。

※災害状況によりお迎えを依頼することがあります。

## 15. 利用者の保険制度への加入

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済 園児総合安全保険
保険の内容	傷害補償 個人賠償責任補償
保護者負担額	スポーツ振興センターは1人当たり315円(年度によって変わることがあります) 園児総合保険は1人当たり1,100円(年度によって変わることがあります)

※在園中の不慮の事故や災害のため、上記の制度への加入をお願いしています。

また、任意で「キッズカード」の傷害保険もご紹介しています。

## 16. 虐待防止のための処置

(1) 当園は乳幼児の人権の擁護、虐待の防止のため次の処置を講ずる。

- ① 人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備
- ② 職員による乳幼児に対する虐待等の行為の禁止
- ③ 人権の擁護、虐待の防止の啓発のための職員に対する研修の実施
- ④ その他虐待防止のために必要な処置

(2) 当園は、保育の提供中に本園の職員又は養育者(乳幼児を現に養育するもの)による虐待を受けたと思われる乳幼児を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止などに関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

## 17. その他

この重要事項等説明書によるもののほか、入園、利用にあたっての事項は、別途入園のしおり(保育便覧)等に記載しております。

また、個別の取扱い事項につきましては、児童票並びにその他必要な調査票等によるものとします。